

## 議題 3 最近の人権をめぐる動向

## 部落差別のない社会の実現に向けた取組について

## 1 同和問題（部落差別）に係る現状

同和問題に対する理解と認識は深まりつつあるが、いまだに差別発言や差別投書などの差別事象が発生している。特に最近ではインターネット上での人権侵害事案への対応が課題となっている。

## (1) 同和問題に係る人権相談や人権侵犯事件の状況

○同和問題に関する人権侵犯事件（法務省）は全国で例年 100 件程度で推移していたが、令和 3 年は 308 件、令和 4 年は 433 件と、近年増加傾向。（高松法務局管内においては、平成 27 年以降事例はなかったが、令和 2 年以降発生し、令和 3 年は 8 件、令和 4 年は 41 件発生）

- ・最近 5 年間の県人権相談窓口での相談件数の推移 ……別紙 表 4-1
- ・最近 5 年間の法務省人権擁護機関における人権相談等の状況 ……別紙 表 4-2

## (2) インターネット上の人権侵害の状況

## ①インターネット上の人権侵害事案

○令和 4 年中のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（法務省）は、1,721 件となっており、前年から 15 件減少したものの、引き続き高水準で推移。

○法務省人権擁護機関又は被害者等からプロバイダ等に削除要請。

- ・インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件 ……別紙 表 4-3

## ②香川県人権啓発推進会議（県・市町・各種団体で構成）によるインターネット監視

○平成 15 年度から、主に「同和問題」に係る差別書き込みについて、県・市町の担当でインターネット差別事象監視班を組織し、インターネット監視を開始。

○不適切な書き込みを把握した場合には、各掲示板等の管理規定に基づき、直接削除依頼を行うほか、削除されない事案や監視班で対応できない事案は、高松法務局へ通報。

- ・推進会議による掲示板管理者への削除依頼状況 ……別紙 表 4-4

## ③インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘出事案

○近年、インターネット上に特定の地域がいわゆる同和地区であると示す情報を流通させるなどの悪質な事案が発生。

○本県においては、令和 4 年 3 月から 6 月にかけて、「部落探訪」と称し、学術・研究名目に、県内の複数の特定の地域を同和地区であるとして、これまで県内 5 市 2 町において撮影した動画、画像等がユーチューブやツイッター、ウェブサイトに関連して掲載されたことを確認。

○このうち、ユーチューブ上の動画については、令和 4 年 11 月、自社の「ヘイトスピーチに関するポリシーに違反する」として、本県の地区を含む動画を一斉に削除。しかし、昨年 5 月、部落探訪の投稿者が立ち上げた自身の「JINKEN.TV」と称する専用サイトに、削除されていたユーチューブ上の「部落探訪」動画が復元されたことを確認。

○また、部落探訪を真似て「旨塩きゅうり」と称し、県内で撮影したと思われる動画が令和 4 年 9 月から昨年 8 月にかけて、3 市 1 町においてユーチューブに複数掲載される事案も発生。

## 2 インターネット上の部落差別への対応

## (1) 国等の主な取組み

## ○国での有識者による検討

総務省の「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」は、昨年 11 月、プラットフォーム事業者には、違法・有害情報について迅速かつ適切に削除を行う責務があることを明確にしたうえで、削除指針の策定・公表等を求める内容の報告書を取りまとめた。報告書では、プラットフォーム事業者に対し、削除申請があった場合の対応の迅速化と取組状況の透明化を求めている。

## ○プロバイダ責任制限法の改正

上記の報告書を踏まえ、総務省は、大規模なSNS事業者等を指定し、投稿の削除等に関する実施手続の迅速化や透明性の確保を義務付けるプロバイダ責任制限法の改正案を3月1日付で国会に提出した。

## ○法務省人権擁護機関による相談・救済制度

法務局・地方法務局・支局では、人権侵犯事件調査処理規程（法務省訓令）に基づき、被害者からの人権相談を受け、必要に応じて調査のうえ、事案に応じた援助、説示・勧告などの救済措置を実施。

インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等については、人権侵犯事件と認定した場合に、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を実施。救済措置は、関係者の理解を得て自主的な改善を促すことが主な目的で、強制力なし。

## (2) 本県の対応（令和5年度）

### ①国への要望

昨年6月、総務省及び法務省に対し、インターネット上の人権侵害等への対策強化について、実効性のある対策と有効性のある人権救済に関する法律の早期制定を要望。

### ②啓発、相談

○同和問題啓発強調月間（8月）の取組

啓発ポスター・チラシ作成、テレビ・YouTube・TVer・ABEMAでの動画広告、FM香川ラジオCM、Spotifyでの音声広告、新聞広告、ポスター・パネル展（県内6か所）、街頭キャンペーン（県内4か所）、人権・同和問題Web講演会、立看板、広報誌等

○人権問題全般に対する人権相談窓口の設置（弁護士の法律相談、人権調整委員の斡旋）

### ③ネット上の差別情報への対応

○インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案（「旨塩きゅうり」等）を確認後、速やかに、ツイッター及びユーチューブのサイト上から、人権侵害のおそれのある情報であるとして違反報告。国の人権擁護機関である高松法務局にも、人権侵犯に該当するとして通報し、対応を要請。

○昨年6月、グーグル社に対しJINKEN.TVを検索エンジンによる検索結果から除外するよう要請。被害を受けた5市2町にも同様の対応を依頼し、実施。

○昨年7月、四国4県でオンライン会議を開催し、同和地区に関する摘示情報の発生状況について情報共有。4県全てで発生している「旨塩きゅうり」の投稿について、本年2月、グーグル社に対し4県連名での違反報告を実施。

○昨年8月、インターネット上の同和問題に関する識別情報の摘示事案に対して、県としてどのような対策をとることができるか弁護士相談を行った。

○本年2月、プロバイダ業界団体が策定した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」（削除要請を受けたプロバイダ等がとるべき行動基準を明らかにした指針）について、プロバイダ責任制限法改正を念頭に、同和問題に関する投稿等の削除に関する判断基準を明確にするなどの所要の見直しを行うよう、県・全市町連名の要望書を同団体に提出し、意見交換を実施。

○本年2、3月、インターネット上の部落差別への対応について、県条例による規制の有効性等を含め、外部の3人の専門家から意見聴取を行った。（別添参照）

## (3) インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示に係る他県の対応例

### ○都道府県における条例の制定状況

- ・差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（プロバイダの責務あり）制定：三重県（令和4年）
- ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例改正（府はプロバイダへの削除要請等を行うことができる旨を規定）：大阪府（令和5年）
- ・全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例（県はインターネット上の人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずる旨を規定）制定：佐賀県（令和5年）

- ・部落差別解消推進法の趣旨に沿い、部落差別の解消の推進に関する条例制定：奈良県（平成 31 年）、和歌山県（令和 2 年、プロバイダの責務あり）、埼玉県（令和 4 年）

（参考）

- ・身元調査等を規制する部落差別事象の発生防止等に関する条例の制定（大阪府、徳島県、香川県、福岡県、熊本県）
- ・部落差別解消推進法の趣旨に沿い、福岡県（平成 31 年）と熊本県（令和 2 年）では全部改正を行った。

#### （４）今後の対応の方向性

- ・プロバイダ責任制限法改正に向けた国会での審議の状況を注視する。
- ・インターネット上の部落差別について、国の動向や外部の専門家の意見等を踏まえ、引き続き対応案を研究する。
- ・法改正を踏まえ、SNS 事業者が策定する削除指針に部落差別が位置付けられるよう国等への要望を強化する。
- ・ネット上の同和地区に関する識別情報の削除を推進する観点から、部落差別解消法の中に差別禁止規定を設けるよう国へ要望する方向で検討する。

表4-1 最近5年間の県人権相談窓口での相談件数の推移

| 年 度  | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 同和問題 | 4    | 3   | 5   | 10  | 8   | 5   |
| 総 数  | 233  | 188 | 177 | 203 | 208 | 217 |

※5年度は2月末時点

表4-2 最近5年間の法務省人権擁護機関における人権相談等の状況

|                                    |      | (平成、令和) 暦年 | 30年     | 元年      | 2年      | 3年      | 4年      |
|------------------------------------|------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人権相談                               | 同和問題 | 全 国        | 364     | 346     | 273     | 303     | 325     |
|                                    |      | 四 国        | 53      | 51      | 23      | 34      | 38      |
|                                    |      | 高松法務局      | 24      | 8       | 4       | 3       | 6       |
|                                    | 総 数  | 全 国        | 216,239 | 203,570 | 173,634 | 166,457 | 159,864 |
| 人権侵犯<br>事件<br>(新規救済<br>手続開始<br>件数) | 同和問題 | 全 国        | 92      | 221     | 244     | 308     | 433     |
|                                    |      | 四 国        | 10      | 2       | 19      | 13      | 75      |
|                                    |      | 高松法務局      | -       | -       | 5       | 8       | 41      |
|                                    | 総 数  | 全 国        | 19,063  | 15,420  | 9,589   | 8,581   | 7,859   |

表4-3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

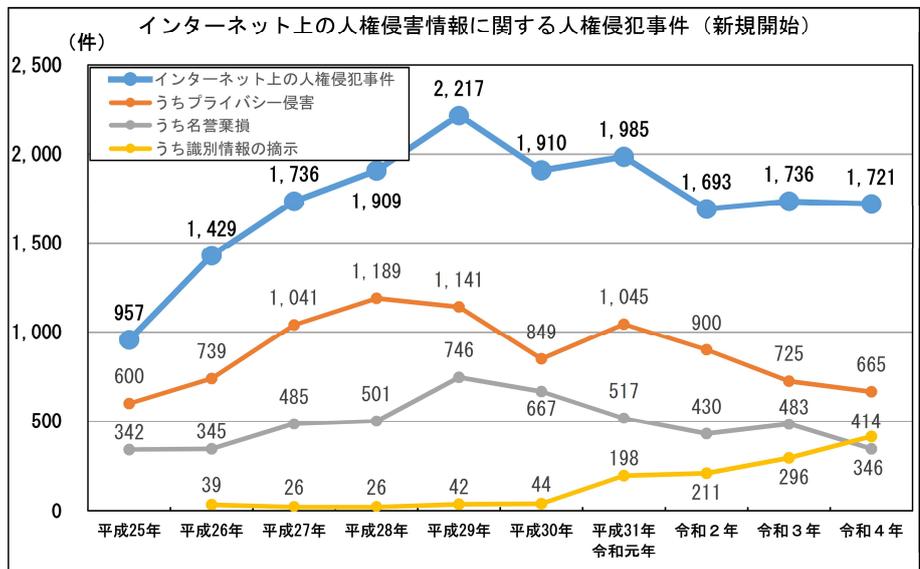


表4-4 推進会議による  
掲示板管理者等への削除依  
頼の状況

| 年 度  | 削除<br>依頼 | 削除<br>件数 |
|------|----------|----------|
| 15年度 | 102      | 34       |
| 16年度 | 79       | 65       |
| 17年度 | 242      | 152      |
| 18年度 | 342      | 140      |
| 19年度 | 209      | 122      |
| 20年度 | 58       | 22       |
| 21年度 | 142      | 53       |
| 22年度 | 43       | 13       |
| 23年度 | 58       | 17       |
| 24年度 | 43       | 21       |
| 25年度 | 35       | 16       |
| 26年度 | 23       | 22       |
| 27年度 | 53       | 10       |
| 28年度 | 15       | 2        |
| 29年度 | 44       | 7        |
| 30年度 | 91       | 66       |
| 元年度  | 138      | 69       |
| 2年度  | 139      | 11       |
| 3年度  | 113      | 37       |
| 4年度  | 101      | 25       |
| 5年度  | 40       | 3        |
| 合 計  | 2,110    | 907      |

※5年度は2月末時点

【令和5年度に削除された書き込み事例】  
 ・最強（賤称語）部落は、■■■■■■■■■■ だろ  
 ・■■■県民が、言うてた！ ■■■県は（賤称語）が、多い。

※ 特定の個人名や地名等を掲げた書き込みは削除されるが、対象が広い場合や伏せ字を利用するなどして、特定の判断が難しい場合は、削除依頼に応じてもらえない傾向がある。